

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等（農業者その他の栄町が適切と認める区域の関係者をいう。）の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月11日

栄町長 岡田 正市

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

栄町内全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月6日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 2経営体 個人 90経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理事業の活用方針

- (1) 農業をリタイア・農業転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
- (2) 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- (3) 農地中間管理機構への貸付にあたっては、集積する区域を定め計画的に行う。その際、可能な限り地区別の人・農地プランを策定していく。

6. 地域農業の将来のあり方

- (1) 生産品目については、水稻（コシヒカリ）を主栽培米とし、飼料用米・加工用米について生産を促進していく。
- (2) 複合化については、施設園芸作物として、いちご、トマト及び園芸作物として、黒大豆等の生産の複合化を図る。その他、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、園芸作物の産地化に向けた取組により複合化を促進する。
- (3) 6次産業化については、黒大豆をはじめとした園芸作物、果樹等を活用し、現在生産されている加工品に加えて、新たな加工品の開発を行う。
- (4) 高付加価値化については、農業、商業及び工業の連携により加工品の生産販売に取り組むとともに、環境保全型農業の導入を促進する。
- (5) 新規就農の促進については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基

づき、年間5人を目標として新規就農者を発掘し育成する。

(6) 女性経営体の育成と女性農家を活用した6次産業化、農業、商業及び工業の連携、グリーンツーリズムなど多角経営を促進する。

(7) 農業、商業、工業及び観光業の連携による経営の多角化など地域資源を活用した新しいビジネスを促進する。

7. 農地利用図の追加 (酒直地区、須賀・下埜地区、請方地区、酒直南部地区、押付地区)